

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 1 号
件 名	農業用施設の管理に係る旧木崎郷土地改良区（横土居地域）、頓所富士弥理事及び青柳廣吉理事長による「覚書」について
要 旨	<p>新潟北土地改良区（当時、木崎郷土地改良区）は、東海梱包株式会社（新潟市北区横土居 1586 番地）から、公道に出入りする部分（距離 49.05 メートル×幅員 6.0 メートル＝294.3 平方メートル）の使用承諾の要望を受け、同横土居地域を代表する頓所富士弥理事の積極的な支持によって同意し、「覚書」（昭和 62 年 2 月 18 日付）を作成して署名、捺印した。</p> <p>（甲）覚書 （乙）空撮写真（平成 23 年） （丙）開発経過概要図</p> <p>①昭和 63 年 11 月 22 日開発許可（1,362 平方メートル，事務所，車庫） ②平成 5 年 3 月 25 日農地転用，賃借（3,608 平方メートル，ターミナル用地） ③平成 6 年 12 月 26 日開発許可（2,894 平方メートル，再ターミナル用地）</p> <p>同出入り部分（木崎第 4 事業区，番号 4－1，名称横土居金甲横断線，延長約 800 メートル）に関し，農業用施設としての維持管理を目的にした土地改良区の監理下にあるから，その範囲での権限を有す。しかし，使用に関しては知事の許可（新潟県公共物管理規則第 6 条）が必要であるから，大型トラック，業務車両，通勤車両の出入り通行に加え，貨物の積みおろし，洗車などの業務使用は，独占使用，排他使用のような独占的で排他的な使用であり，規則（参考資料等②）に基づいた手続を要す。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 3 月 7 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 31 年 2 月 25 日 第 5 8 8 号

同土地改良区は覚書の第1条、第2条の意について、農業用施設の使用を除いた維持管理であることを明確にせず、その使用については横土居地域代表理事の判断に任せて責任回避をはかったものである。東海梱包株式会社のたくらんだとおり、事業用として独占的、排他的に使用し、土地改良区等は注意することなく黙認（容認）する。

平成6年度に至り、覚書部分は農地の転用と開発によって農業用施設としての条件が消滅した。そのため、平成6年度をもって、排水負担金（3.5万円／年）の徴収を打ち切り、「覚書」を終結する。以後においても東海梱包株式会社は、周囲の土地を順次買収、拡大し、平成28年9月6日には全面積が1万6,555.81平方メートルの大規模開発に至る。その条例第5条（参考資料③）の違反行為は、改善の見通しなく、悪の継承として将来に続く。

大規模開発したその土地評価額について、近傍事例等を根拠に試算すれば金数億円に上り、「覚書」を契機にした不公平な公共財産の私物化は極めて重大である。この悪事は、将来に継承される反社会的行為であることに鑑み、刑法第230条の2第1項の担保を受けて当事者の氏名を公表した。

議会は、当該事件の指摘を受けて反省することのない新潟北土地改良区、仲川信吉副理事長（前木崎郷土地改良区理事長）等並びに新潟市北区、渡辺正則産業振興課長、濱崎憲夫建設課長等の資質について判断し、違法行為の是正措置をとらなければならない。

本事件の陳情は、請願権（憲法第16条）並びに請願法第5条が担保された正当な要請である。

参考資料等

- ①土地「横土居7841」の登記簿「法務局」
- ②「新潟県公共物管理規則」（昭和30年8月16日）
- ③「新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例」（平成16年12月24日）
- ④北区における「里道」等の財産処分庁「北区産業振興課・建設課」
- ⑤法定外公共物に係る統括所管「土木総務課」
- ⑥その他